

## マンション充電設備普及促進事業実施要綱に係る実施事業者登録要領

(制定) 令和5年6月29日5環気家第152号

### (目的)

第1条 この要綱は、マンション充電設備普及促進事業実施要綱（令和5年5月15日付5環気家第80号環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第4-1の規定に基づき、マンション充電設備普及促進事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者としての登録に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### (用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

### (登録申請)

第3条 事業者は、本事業の実施事業者として登録をしようとするときは、実施事業者登録申請書（様式1）に東京都知事（以下「知事」という。）が指示する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

### (登録承認)

第4条 知事は、前条の規定により登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、登録の承認を行い、実施事業者登録完了通知（様式2）により申請者に通知する。

### (登録内容の変更)

第5条 前条の規定により都の承認を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、その登録内容に変更があったときは、実施事業者登録記載事項変更届（様式3）により知事に届出なければならない。

### (登録の取り消し)

第6条 登録事業者がその登録を取り消すときは、実施事業者登録取消届（様式4）により知事に届出なければならない。

2 知事は、登録事業者の登録内容に虚偽があったとき、登録を取り消すことができる。

3 知事は、登録事業者が本事業の実施事業者として適切ではないと認められるとき、登録を取り消すことができる。